

無形文化遺産とは

寛 博ルテール

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）には「無形文化遺産」という制度があるが、それに「和食」が登録されたのは今（二〇二三年）から十年前のことだ。「和食」は、日本発のユネスコ指定無形文化遺産としては十七件目にあたる。その後も「和紙技術」や「伝統建築工匠」など五つの案件が登録され、現時点（二〇二三年六月）では全部で二十二件の案件が日本から登録されており、これは非常に多い数字であり誇らしいことだと言える。

しかし「和食」以外の無形文化遺産は何があるのかというのは、最近登録されたものを含めてもあまり知られていない。実際にインターネットで「無形文化遺産」というキーワードで検索すると、それに続く言葉の候補として「和食」という単語はすぐに表示されるのだが、その他の二十一の案件は全く出てこない。このことは単に知られていないというだけでなく、あまり注目されていないということも示唆している。

さてその「和食」も検索候補のリストで上から二番目であり、一番最初の言葉ではない。いちばん上に表示されるのは、「無形文化遺産とは」という単純且つ根本的なものである。「和食」という登録の例よりも、「無形文化遺産」という制度そのものの概念や定義について知りたいという人が多いのであろう。

ユネスコが無形文化遺産の制度を創設したのは二〇〇三年のことであり、今年は二十年目という節目の年でも

ある。二十年というのは決して短い年数ではないが、無形文化遺産の制度や、そもそも無形文化遺産とは何かということについて広く認知されるためには不十分なのかもしれない。それを踏まえ、今回はそのこと、つまり無形文化遺産とは何かということと、またその制度について改めて考察していきたい。筆者はこれまで当『紀要』の論文にて無形文化遺産について触れたり、場合によってはそれを中心に論じて考察を行なったりしてきたのだが、今回はその復習である。この機会に以前執筆した内容をおさらいし、纏めていきたい。

ユネスコによる「無形文化遺産」の定義

まず、「無形文化遺産」が実際どのようなように定義されているのかを見てみよう。ユネスコの『無形文化遺産の保護に関する条約』（以下、『無形文化遺産保護条約』）では、次のように定義が提示されている。

「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であつて、社会、集団及び場合によつては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。⁽¹⁾

この定義に加え、無形文化遺産の分野も次のように明示している。